

社会福祉法人布引会 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人布引会の理事、監事及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員には定款の定めに従い報酬を支給する。

2. 評議員選任・解任委員並びに第三者委員等についても、これに準じて報酬を支給する。
3. 当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には、社会福祉法人布引会給与規程により給与として支給し、本規定に基づく報酬等は支給しない。

(報酬の額)

第3条 理事長を除く役員及び評議員等の報酬は会議1回につき3,000円とし、会議の開催日に支給する。

2. 理事長の報酬は年間150,000円とし、在任計算期間が1年に満たない場合は別表1の通りとし、報酬計算期間内に支給する。
3. 全役員の報酬総額は、年間300,000円以内とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会、その他の会議（監事監査等含む。）に出席したときは、その費用を弁償する。

交通費 実 費 額

（社会福祉法人布引会給与規程の通勤手当の項による。

ただし最低額を1回400円とする）

2. 役員等が研修会等で出張したときは、旅費規程の支給基準に基づき、役員の居住地から計算し次のとおりとする。

日 当 1,000円

宿泊料 実 費 額

交通費 実 費 額

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

平成29年4月1日より適用する。

令和5年7月1日より適用する。

別表1 (第3条関係)

報酬の計算期間中の在任期間	支給割合
6カ月以上 12カ月未満	2/2
1カ月以上 6カ月未満	1/2